

平成30年度第1回総会（月例）議事録

日 時	平成30年4月27日（金） 午前10時開会																		
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																		
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td>仮屋 幸孝</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>豊留 辰男</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td>横峯 明人</td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	岩元 節朗	弟子丸 宗一	堂免 修	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	堀之内 薫	村山 利清	仮屋 幸孝	園山 一則	豊留 辰男	永尾 寛	福永 大悟	外園 義興	横峯 明人	脇田 サトエ
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																		
有村 伊智博	岩元 節朗																		
弟子丸 宗一	堂免 修																		
中村 秀彦	鳩宿 隆雄																		
堀之内 薫	村山 利清																		
仮屋 幸孝	園山 一則																		
豊留 辰男	永尾 寛																		
福永 大悟	外園 義興																		
横峯 明人	脇田 サトエ																		
欠席委員 （1名）	上四元 正昭																		
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 栗須、徳永、矢崎、山本、有田</p> <p>主 査 内村、大久保、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 鮫島</p>																		
農政総務課	主 査 浜田、上菌																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更申請に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農用利用変更届出に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 																		
報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 																		

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第1回総会を開催いたします。

本日は、審議に入ります前に、4月1日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、馬場事務局長から紹介をお願いします。

（馬場事務局長から各支局の支局主任並びに職員紹介）

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、上四元委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、豊留委員、永尾委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～6 ページ 7 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9 番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：相手要望、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有 権移転、売買。 番号 2 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、4 番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 3 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、17 番委員お願いします。</p>
17 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 4 号、相手要望、その他、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、2 番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 5 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10 番委員お願いします。</p>
10 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 6 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、18 番委員お願いします。</p>
18 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 7 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」7件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題2. 農地転用事業計画変更申請に関する件 7ページ～8ページ 2件	
議 長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」谷山の番号1及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」松元の番号21号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思えます。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、許可日：平成28年3月31日、許可番号：農委第2725号151、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：建売住宅（平屋建）、変更前の事業計画：建売住宅（2階建）。2階建住宅を平屋建住宅として事業変更。別件4条番号1同時申請。</p> <p>この件につきましては、9ページ、4条許可申請番号1と関連がありますので、合わせて読み上げます。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：建売住宅、住家1棟151.14㎡、庭敷地等246.38㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・南…他人田、北…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上の件につきまして、事務局より補足説明をします。</p>

谷山支局	<p>5条事業計画変更申請及び4条許可申請について、関連がございますので合わせてご説明いたします。</p> <p>申請人は、建築設計・管理、家屋取引を主な業務とする会社法人で、谷山地区を拠点に活動しております。</p> <p>申請地については、当初2階建建売住宅1棟の建築を計画しておりましたが、手持の不動産商品の販売動向や申請地周辺の住宅環境等から、より需要が見込める平屋建住宅へ建築計画を変更するものです。</p> <p>事業計画変更の要点と致しましては、申請地の所在地、区域・面積・目的・施設の種類、建築棟数など、当初計画と変わりございませんが、建築面積が56.43㎡から151.14㎡へ増加するのに伴い、建物配置の①形状の変更及び②区域拡大が発生することから、被害防除計画における通風、採光等の見地より改めて検討を行い、周辺に及ぼす影響等を農業委員2名、事務局員2名で現地確認し、事業計画変更許可申請書と突合のうえ支障ないと判断しております。</p> <p>なお、申請地の所有権は、既に申請人に移転登記済みであることから、合わせて別途4条許可申請がなされたものでございます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、許可日：平成29年5月26日、許可番号：農委第2985号2、権利の種別：農地法第5条承継事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：児童福祉施設、変更前の事業計画：店舗兼住宅・駐車場。店舗兼住宅として計画していたが、児童福祉施設として事業変更、別件5条番号21同時申請。</p> <p>続きまして5条許可申請調書は17ページです。</p> <p>番号21号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：福祉施設、児童福祉施設160.76㎡、園庭300.78㎡、駐車場等468.22㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…市道、西…他人畑、北…雑種地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東に約3.6kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、申請地を平成29年5月26日付けで店舗兼住宅・駐車場として5条許可を受けましたが、許可を受けた転用目的ではない児童福祉施設に転用していたため、今回、事業計画変更と5条許可申請を行うものです。申請人に経緯を聴取したところ、許可を受け、すでに自宅は売り払い準備を進めていたところ、息子が新たにNPO法人を立ち上げることになり適地が見つからないと相談をしてきたため、事業計画変更の手続きを経ないまま、児童福祉施設を建築したことでした。</p> <p>本件については、既に地目変更登記がなされ宅地となっていますが、法務局から照会があり、現地調査の結果、必要な手続きをしていないことが判明したことから、手続きについて指導し、今回始末書添付の上、申請書が提出されたものです。</p> <p>なお、申請人に対しては、代理人を通じ、今後このようなことのないよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条番号1号及び第5条番号21号の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更申請に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号1及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号21号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 3. 農地法第 4 条許可申請に関する件 9 ページ～10 ページ 2 件	
議 長	<p>次に、議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の 1 件につきましては、議題 2. 「農地転用事業計画変更申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の 1 件について審議していただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、吉野、17 番委員お願ひします。</p>
17 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 2 号、転用目的・施設等：通路、通路 89.00 m²、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…水路、南…本人田、北…他人田、市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第 4 条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第 2 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願ひいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませぬか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」1 件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題 4. 農地法第 5 条許可申請に関する件 11 ページ～18 ページ 22 件	
議 長	<p>次に、議題 4 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど松元の 1 件につきましては、議題 2. 「農地転用事業計画変更申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の 21 件について審議していただきたいと思ひます。</p> <p>まず、本庁、16 番委員お願ひします。</p>

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟49.68㎡、庭敷地等257.32㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…私道、里道、市道、西・南・北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場110.00㎡、車両置場340.00㎡、通路等318.00㎡、東…宅地、西…雑種地、南…雑種地、宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、市役所から南西に約5kmに位置する、昭和49年に土地改良法による換地処分が行われた第1種農地に該当します。</p> <p>申請人は、市内で土木・建築業を営む法人で、平成18年4月頃から申請地を借り受けて資材・車両置場として利用していたものを、今回申請地を購入するにあたり、農地であることが判明したことから、追認許可を得ようと始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>第1種農地の農地転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号に規定する集落接続施設に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>申請人に対しては、代理人を通じ、農地転用は許可が必要であること、今後このようなことのないよう指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟184.81㎡、庭敷地等316.19㎡、東…市道、西…宅地、南…宅地、市道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、現地調査の際、既に盛土がなされていたことから、代理人を通じて始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このようなことがないように、指導いたしました。</p> <p>番号4号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟66.75㎡、庭敷地等380.25㎡、東…市道、西…貸人畑、南…私道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟88.60㎡、庭敷地等241.40㎡、東・北…渡人畑、西…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、賃借権、設定、資材置場、資材置場1, 705.00㎡、仮設事務所2棟25.00㎡、駐車場等690.00㎡、東…県道、西…雑種地、南…宅地、北…県道、境界…土留、雨水…自然流下、汚水…汲み取り。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は指宿有料道路山田インターチェンジ入口西南に位置する3種農地です。山田インターチェンジのフルインター化工事に伴う工事ヤードとして、前月、既に申請許可を受けた場所から離れた場所に、新たな仮設事務所及び資材置場等を、一時転用により整備するものです。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場449.00㎡、東…他人畑、西…雑種地、南…宅地、私道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟96.05㎡、庭敷地等434.95㎡、東…渡人畑、宅地、西…市道、南…他人畑、北…渡人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟109.30㎡、庭敷地等279.70㎡、東…渡人畑、他人畑、西…里道、南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、所有権移転、売買、車両置場、貸車両置場637.00㎡、東・南…宅地、西…宅地、里道、北…県道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号11号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟112.81㎡、庭敷地等179.68㎡、東・西…貸人畑、南…貸人畑、里道、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>3月の総会で審議済みの案件ですが、住宅を建築するにあたり、当初、計画していた市道と接続する通路部分の見直しを行ったため、当初の申請を取り下げ、再申請されたものでございます。また、申請地は、市道側溝に接していないため、雨水につきましては、ポンプアップし、埋設パイプにより、隣接する父所有の宅地を経由して、市道側溝に放流する計画です。</p> <p>なお、申請人は、親子の関係で、一体利用する予定の隣接の宅地も父が所有する土地で、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、通路、通路110.00㎡、東…他人畑、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場326.00㎡、駐車場159.00㎡、通路140.00㎡、東…他人畑、西・南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、贈与、駐車場、駐車場40.00㎡、貸駐車場90.00㎡、転回場等97.00㎡、東…他人畑、西・北…宅地、南…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、建売住宅、住家3棟185.69㎡、通路162.71㎡、庭敷地等430.60㎡、東…雑種地、西…他人畑、南…水路、北…市道、水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟78.66㎡、庭敷地等368.34㎡、東…宅地、私道、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2.7kmに位置する第1種農地の特定土地改良事業等の施行区域内にある農地に該当します。</p> <p>申請人は現在借家住まいであり、今回申請地を義父から借り受け、自宅を建築するものです。</p> <p>申請地は第1種農地であり、原則として農地転用許可することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外である集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲1,158.00㎡、通路282.00㎡、東…他人畑、山林、西…宅地、私道、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟52.17㎡、庭敷地等255.83㎡、東・南…他人田、西…宅地、私道、北…河川管理道路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲209.43㎡、東・西…宅地、南…宅地、私道、北…水路、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号20号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟102.30㎡、庭敷地等574.70㎡、東…宅地、南…私道、西…市道、水路、北…水路、境界…土留、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、所有権移転、売買、駐車場、貸駐車場171.05㎡、荷卸場108.98㎡、通路等410.97㎡、東・南…市道、西…他人田、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>受人は申請地の近隣に事務所と倉庫を持つ兄弟が経営する会社と合同で、工場製品の梱包・搬送業を営んでおります。両社の事業拡大及び業務合理化のため、申請地を購入し、駐車場、荷卸し場等の中継基地として兄弟の会社に貸しつける目的で申請されたものです。</p> <p>以上です。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号2、12、13、16号は第1種、それ以外は、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4。「農地法第5条許可申請に関する件」21件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が第1種農地である番号2、12、13、16号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p align="center">議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</p> <p align="center">19ページ～21ページ 3件</p>	
議	<p>長</p> <p>次に、議題5。「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉野、喜入、郡山地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題5。「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p align="center">議題6. 非農地認定に関する件</p> <p align="center">22ページ～25ページ 9件</p>	
議	<p>長</p> <p>次に、議題6。「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、49年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、32年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：住家1棟、69年経過、現況宅地。住家1棟、20年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：8393-2：檜、クヌギ、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。8393-6：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：檜、杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：住家1棟、47年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、東桜島、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：雌竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農地利用変更届出に関する件</p> <p>26ページ 1件</p>	
議 長	次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。それでは、吉野、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成30年5月1日、工事終了日：平成30年7月30日、周囲の状態：東・南・北…他人田、西…里道、境界…土留、作物…野菜、高さ…1.6m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7。「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題8．農用地利用集積計画に関する件</p> <p>27ページ～41ページ 27件</p>	
議 長	<p>次に、議題8。「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。 27ページをお開きください。</p> <p>「議案第8号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成30年4月30日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権5件7,315.00㎡、うち新規4件5,830.00㎡、賃借権22件61,187.00㎡、うち新規18件54,781.00㎡、合計27件68,502.00㎡、うち新規22件60,611.00㎡となっております。</p> <p>次に28ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年、5年が各2件、10年が1件となっております。</p> <p>次に29ページをお願いします。</p> <p>これは、27ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間11年が8件、10年が6件、3年が3件、5年、5年から10年未満が各2件、1年から3年未満が1件となっております。</p> <p>次に30ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権10筆、賃借権46筆、計56筆。面積は、田27,617.00㎡、畑11,542.00㎡、樹園地29,343.00㎡、計68,502.00㎡うち更新分は、7,891.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は27人。うち更新分は5人となっております。</p> <p>次に31ページから41ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 2 件	
議 長	次に、議題 9. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、吉田、14 番委員お願いします。
14 番委員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、一般住宅 4. 現況、申出地は、西佐多町堤水流地区にあり、吉田支所から北東へ約 2.5 km に位置し、東側は宅地、西側は他人田、南側は水路・他人田、北側は他人畑に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	次に、喜入、10 番委員お願いします。
10 番委員	ご報告します。6 ページです。 3. 変更後の用途、材木仮置場 4. 現況、申出地は、喜入町湊田地区にあり、喜入支所から南西へ約 1 km に位置し、東側は市道、西側は他人畑、南側は他人畑・里道、北側は市道・他人畑に接している。 5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 9. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 42ページ～45ページ 4件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本庁、16番委員お願いします。
16番委員	報告します。42ページです。 照会日：平成30年4月12日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年4月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	報告します。43ページです。 照会日：平成30年3月9日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年3月20日 鹿児島地方法務局へ報告済。 続きまして、44ページです。 照会日：平成30年4月13日、現況：一部農地、一部非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況一部農地、一部非農地である。 処理状況：平成30年4月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。45ページです。 照会日：平成30年3月29日、現況：非農地、調査結果：該地は農用地区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年4月9日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 46ページ～48ページ 16件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>46ページをお開きください。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は16件です。</p> <p>登記地目別では、田24筆、20,906.01㎡、畑42筆、26,996.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が16件。権利の種別は、所有権が16件。農業委員会によるあっせん等は、無が16件となっております。</p> <p>47ページから48ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</p> <p>49ページ～57ページ 33件</p>	
事務局	<p>49ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は一般住宅、その他が各2件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が21件、駐車場が4件、店舗等、その他が各2件、合計29件となっております。</p> <p>50ページは、4条関係4件、51ページから57ページは、5条関係29件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<p>・平成30年度第2回総会（月例）開催日時は、 5月28日（月）午前10時開会 市役所本館2階 講堂</p> <p>お手元に農林水産春まつりのチラシをお配りしております。日時は、平成30年5月20日（日）、開催場所は都市農業センターでございます。ご家族皆様でお越しくださいませようお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時45分）</p>